

仕 様 書

1 件名

平成 29 年度大田区羽田地区における整備推進方策検討支援業務

2 履行期間

契約締結日の翌日から平成 30 年 3 月 16 日まで

3 履行場所

東京都大田区羽田一～六丁目（別紙対象区域図参照）

4 目的

大田区羽田一～六丁目（以下「当地区」とする）は、狭あい道路が多く木造住宅が密集する市街地を形成しており、不燃領域率は東京都の中でも特に低い。特に羽田三・六丁目は、東京都の第 7 回地域危険度測定調査結果において建物倒壊危険度、火災危険度、総合危険度ともランク 5 のもっとも危険度が高い地区となっており、災害に対する脆弱性が指摘され、安全性の確保が緊急の課題となっている。平成 29 年度、機構は大田区からの受託業務を通じ、不燃化促進策検討等の支援を実施することとしている。

本業務は、当該受託業務の効率化を図るべく、上記業務実施における情報整理、基礎的検討、資料作成等を実施し、当地区のまちづくり推進に寄与することを目的とする。

5 委託内容

(1) 不燃化促進策の事業化方策検討に係る資料作成等業務

- ① 公園新設及び拡張整備の方策検討に係る情報整理、資料作成等
- ② 公共施設整備と併せた、個別街区における事業導入を想定した建替え促進策検討に係る情報整理、資料作成等

(2) 共同化等面整備の事業化方策検討・推進に係る資料作成等業務

共同化等面整備の取組候補地区を 3 地区程度選定し、共同化等の実現に向けた整備計画の作成支援を行う。

- ① 整備計画・資金計画案の検討に係る情報整理、資料作成等
- ② 関係機関との協議支援に係る資料作成等
- ③ その他事業化方策検討に係る資料作成等

6 特記事項

(1) 本業務に必要となる業務量(人・日)については、以下を参考とする。

業務内容	業務量(人・日)	備考
(1) 不燃化促進策の事業化方策検討に係る資料作成等業務	19.0 人・日	
(2) 共同化等面整備の事業化方策検討・推進に係る資料作成等業務	39.0 人・日	

(2) 提出する成果品

- ・ 報告書 (A 4 版製本 12 部)
- ・ 報告書の電子データ媒体 2 部 (CD-ROM)

なお、成果品はグリーン購入法に基づき作成すること。

- (3) 業務の履行上必要な情報収集方法等については、事前に機構指示者と協議し、また、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じたときは、その都度、機構指示者と協議すること。
- (5) 本業務は業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。
- (6) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
- 1) 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害 (以下「不当介入」という。) を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - 2) 1) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
 - 3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

以 上

対象区域図(羽田地区)

